

平成26年度（2014年度）第4回宝塚市国民健康保険運営協議会 会議要旨

日 時：平成26年（2014年）11月20日（木）

午後1時30分から3時30分

場 所： 宝塚市役所 特別会議室

➤ 職員給与の状況等について

前回、委員より資料の要求のあった職員給与の状況等について、事務局から説明。

<主な質疑項目>

（委員）係長以上に管理職手当があるのであれば、残業手当はつかないのか。

（事務局）20時間まで業務量に応じて加給金が支給されている。

（委員）一般職のような残業はつかないのか。

（事務局）つかない。

（委員）全体の枠の中で経費節減に貢献しているという考え方か。

（事務局）その可能性がある。

（委員）ほどほどの給料ベースであることがよくわかった。その割に改革がなされてなかった。高いのに、それでもこのベースでいたことがよくわかった。

➤ 国民健康保険事業財政の健全化について

配布資料について、事務局から説明

<主な質疑項目>

（委員）国民健康保険税は、国民健康保険税法施行令で、標準割合が決まっている。基本的には、応能割と応益割という大きな2つの分け方がある。応能割というのは、所得に応じて保険料を払うことになる。これに該当するのは所得割あるいは資産割、この2つがこれに該当するが、本市では資産割は既にやめており、所得割だけになっている。この標準案分割合では、保険税を100とした場合、所得割が40%、資産割が10%としているが、資産割がない場合は、50%が所得割となる。

残りの部分が応益割で、医療サービスを受けた便益に応じて負担するもので、これは基本的には定額となっている。これに該当するのが均等割で、人頭割とも言うが、1人幾らという形で決められている。これが標準案分割合では35%で提示されている。

もう1つ応益割には、平等割がある。平等割は1世帯当たり幾らという定額になっており、国民健康保険法施行令では、15%が標準案分割合になって、これが1つのモデルとなっている。

これらをモデルとして、実際には市町村で適宜決めていいことになっている。ただし、応能割の中に所得割を、応益割には均等割を必ず入れることになっている。

均等割というのは1人割りですから、家族数の多いところは、こちらが大きくな

ると負担となり、その分を世帯割、平等割に割り振るということが出てくる。

現実問題として、全部均等割にした場合には、子どもの人数が多い世帯の負担が大きくなるわけだが、実際問題として、宝塚市の場合は、義務教育卒業までの方は全額給付、自己負担ゼロになっているはずである。そういう配慮をされていて、今までどおり均等割をそのまま置いていいのかということである。

それから、平等割が多いと困る人がいるのではないか。今は時代が変わってきて1人世帯、この人たちの負担が大きいはずである。この場合、2つケースが考えられる。年金生活者と非正規雇用で頑張って1人で働いている。1人で住んでいるとこの人の負担が大きくなってきているはずである。だんだんと世帯構成が変わってきているのに、対応しなくていいのかということも1つの問題提起と言える。

私は、基本的には、年齢によって社会保障はすべきでないという考え方を持っている。あくまでも基本的には、所得に基づくことが基本原則である。しかし、残念ながら、国民健康保険税については、応能割と応益割というものに、割り振っているから、負担はある程度考えなければならない。そうすると、平等割を高くすると困る人はどんな人なのか。年金生活者でも年金額が満額に遥か満たない人がたくさんおられる。そういう人たちは、平等割が多ければ国民年金にも、遥か足りない。満額の6万4,000円にならない、4万円や3万円の人たちも高い平等割を負担しなければならないと考えられる。

それから、非正規雇用の人たちは所得が少ない。均等割が小さくなって平等割が大きくなると、この人たちも払うのがしんどくなる。そういうような情勢になってきたら、ある程度配慮すべきではないか。ということであれば、もともとの標準案分割合というものをある程度、基準において考えるべきではないか。

そういうことを考えれば、今のまま置いておいていいのか。もともとの標準案分割合というものがあって基準として出ているわけで、そういうのは参考にすべきではないかというのが私の見方である。

(会 長) 健全化プランについて、市が今、来年度の保険料の保険税のかけ方を作成した中で、今までは所得割が52%、世帯ごとの平等割が20%、均等割、被保険者1人当たりが28%で、52対20対28になっているのを、50対15対35に変えなさいというのが健全化プランの趣旨で、前回、これはどういう理由でこうなったのか説明を求めたことについて委員から説明いただき、非常によくわかった。

私自身は、できるだけ所得割を大きくしたらいいと思い、52%より下げないほうがいいと思ったが、自分でいろいろモデルをつくって計算すると、年金生活者は、例えば65歳以上で120万円所得があっても、課税する金額はゼロ円になる。120万円年金があっても、公的年金の控除があつて、所得はゼロになる。ところが、同じ120万円でも働いている人は給与所得になるから、一定の計算式で控除された総所得額に対して所得割がかかる。所得割を大きくすると、働いている人たちの負担が大きくなり、年金生活者は収入としては同じようにあつても、その人たちにはかからないということになる。今の所得税の仕組みが問題だが、それを前提とする限り、所得割を大きくすると、かえって不公平ということになる。

それで、今度は均等割と平等割の関係では、今までは、例えば4人家族と2人

族であれば、4人家族のほうが楽になるように設計されていた。それは、子どもが多いところよりも1人で生活している人のほうの負担を相対的に重くするかけ方になっている。

若い世帯にとっては、これまでの割合が都合がいいのではないかと思う。その点について、シミュレーションしてもらいたい。具体的なデータで判断したほうがいいのではないか。

(事務局) 次回までにシミュレーションして、資料を12月5日に提出させていただく。

(委員) 一番、頭に置いているのは、年金生活者の中で、年金だけでは生活できない高齢者が結構いて、働いている。やむを得ず働かないと食べていけない人がいて、そういう人たちには、平等割にウェイトをかけるのは問題と申し上げたい。

それと、先ほど申し上げた非正規雇用の人たちの配慮が必要と思う。極端なことを言うと、保険税が、ほかの市より独身者は高いから、ほかへ移ろうと思う。近くの安いところへ行こうという人が中にいる。実は高齢者の中にこういう発想されている人が多い。現実を考えて、どこに下宿しようかなと思ったり、することがあることを少し補足させていただく。

(委員) 前回の24年度の値上げに関する検証も、一定されていると思う。はっきり言って、値上げする理由は見当たらないと思う。そもそも国民健康保険というのは、医療費が上がるか下がるかによって大きく事業全体に影響するから、なかなか予測が立てにくい。数字上合わすだけなら、それなりに形は出てくるが、実態がそれに合っていない。その結果が24年度に値上げしたが、なかなか黒字転換どころか、さらに赤字がふえているような状況になっているし、収納率も上がってこないというのは、払える人が減ってきている、所得が減るということは、当然、1人1人の生活が大変になってきているわけで、いくら保険税を上げて、払えない人がふえるだけということになっている。

一番大切なのは、加入者の担税能力、生活実態である。加入者の所得が非常に低い。国保の加入者の中で、所得200万円以下というのが大多数で、その中でたくさん預貯金を持っている人は、ほぼいないと思う。

2分の1ルールは、必ずしも何もかも2分の1にというビジョンではなかったはずである。やるべきことをやって、いろんな努力した中で、値上げするときには、そういうことも考慮しようということだったと思うが、収納率をアクションプランどおりにやっていくというのは大前提だと思う。単年度も過年度も含めて、目標どおりいってない。市が努力してないとは言わない。努力してもいかないのに、加入者だけに、また負担を負わせるという保険税の増税はいかがなものかと思う。今日の資料を見ても、社会保険と比べても、国保の加入者の保険の負担率が非常に高いということが明らかである。もっと言えば、国民年金を払わなければならない、サラリーマンの会社勤めの社会保険の人と比べての負担率は高いということは明らかである。消費税の問題でも、1年半先送りすると言われているが消費税が上がる、その分、国民は我慢して社会保障がよくなると思っていたやさきに、このような大増税をするのが本当に市としていいのか、疑問を感じる。

総合的に考えると、一定、一般財源から繰り入れていくという考えは仕方ない。

調布市は、本市と同規模の人数で、税収が違うとはいえ、30億までは一般財源から繰入ることが市長の宣言している。市長が、国保は加入者が大変な人ばかりで、社会保障として考えることを明言している。市民の皆さんの暮らしが大変になっても税を上げるという考え方は、絶対おかしいと思う。もっと加入者の皆さんの生活実態を見てもらい、本当に払えるのか検討をしっかりとしなければ、赤字だから、均等割と平等割と所得割を幾らにしたら、数字上、それが賄えるのかという議論を先行させるのは、本当に危険だと思うし、ますます苦しんでいる人をふやすだけだと思う。

さらに、県の実地調査だが、宝塚市は資格証明書を発行してないから、法律に従って発行するよう書かれているが、資格証明書を発行してないのは、兵庫県の中でも2つか3つの自治体ぐらいですね。

(会長) その件は、また後で。

(委員) 市民の暮らしに向き合って、税制改正になっていっているというところをもう少し、議論していく必要があると思う。だから、数字にとらわれずに、本当に加入者の皆さんが今どういう状況なのか議論をしっかりとしていくべきだと思うし、そういうところを当局のほうも情報を出していかないといけない。加入者からどういう声を聞いているのか、市税収納課も含めて、市民の皆さんの今の税金を納められない人の実態をもう少し発信してもらわないと、正確なことが議論できないと感じます。

(委員) 国民健康保険税の収納率は、100%は絶対あり得ない。だから、100と比較するのはおかしい。100%にできるだけ近づける形で収納率の努力をされている。

もう1点は、減免措置のある人は、それなりの対処ができるが、その減免措置の少し上の所得の人、あるいは減免措置できるのにしていない人に対する配慮が必要である。

(委員) 生活実態で見たら、生活保護を受けることができるのに受けていない人が8割。充足率、2割しか生活保護にたどり着けていない。あとの8割の人が我慢して、何とか切り詰めて生活している。そういう人の中で、多いのが医療費を何とかしてほしい、保険料を何とかしてほしい、という声がある。担当課も聞いていると思う。その人たちにとっても、本当にとどめを刺す値上げになってくると思う。値上げすると払えないから、もう辛抱できないから、生活保護を受けようかというのがふえてくると思う。それも社会保障であるから、トータル的に考えていく必要があると思う。

(会長) その辺のところは結局、所得の低い方の話で、所得比例の率ではなく、応益の負担のこと。減免制度については現在、まだ検討中のことで、今、ご意見のあったことも考慮に入れて、参考にしていただけたらと思う。

(事務局) 減免制度については、今、庁内で議論しているところである。減免制度を例えば拡充した場合、赤字がふえるが、市の一般会計から補填しなければならない事情もあり今、慎重に検討している。

きょう伺った意見を含めて情報を共有し、最終、詰めに入っていきたいと思う。今度、12月5日に案を提出させていただく。

(委員) 現状をじっくり分析すると、宝塚市には、過去の数年間における市民に対する優しい姿勢というか、国保に関する、そのような姿勢が十分にあらわれており、阪神間で今、累積の赤字があるのは宝塚市だけになっている。過去には、伊丹市で12億円余、川西市で累積赤字7億円余ということもあった。ところが、両自治体ともに、ほんの二、三年で回復している。

その内容は、やはり一般財源の投入、これは確かに大きくあった。それとともに、一般財源を投入するかわりに税額の変更というのもしている。その両方で、回復をして累積赤字を解消したという、目に見えた実績がある。

今現在、所得割の税率を阪神間の他自治体と比較すると、阪神間の宝塚市以外の税率の平均値は12.1%で、今現在の宝塚市の税率は10%にとどまっている。今回の諮問内容、税率の変更は、現在の10%からプラスの1.4%の11.4%とする諮問内容である。宝塚市以外の阪神間の他自治体の12.1%と比べ、まだ幾分低い水準である。

それと、一般会計の法定外繰り入れについても、諮問の内容を見ると、2分の1ルールに基本的に基づいてしていくと示している。これは歓迎すべきことだと思う。

しかし、前回、この運営協議会で、財政見通しという内容が示された。確かに宝塚市は、平均的に25億円、27億円の新たな投資的経費は見積もっている。ただ、年々各部署からの事業への投資が、もう25億円、27億円の枠いっぱい近づいており、そこで何とか工面をして、その数億円を国保のために出そうとしているのが現状だと感じている。

一般会計のより一層の繰り入れで賄うというのも限界があると思う。やはりここは、値上げはせずに済めばこしたことはないが、やはり両方をしっかり現状を見きわめた上で考えていくべきではないのかと考える。

(会長) 健全化プランでまとめていただいている2分の1ルールはおかしいと思う。保険料の上げ分を一般会計から支援するというルールを入れ、かつ単年度赤字はもう絶対に繰り返さないという考え方は、健全化に対する二人の意見の中間点ぐらいで、健全化プランはそのあたりでまとめたのではないかと思っている。だから、この考え方が宝塚市の国保の方向ではないかと私自身は思っている。

(委員) 健全化プランのとき、先ほど委員から収納率100は無理ということで、アクションプランにも、90何%という現年度分と過年度分12%か、出されていると思う。これは最低限、達成した上で、値上げで2分の1ルールが原則と認識しているが、まだそこも到達していない段階で値上げするという考え方はどうかと思う。

(事務局) 市では市税収納向上ということで、アクションプランを立てている。25年度から27年度を最終目標として、年次的に収納率を上げていく。25年度の目標としていた国民健康保険税の現年度分、それから滞納分、これ2つとも目標収納率は達成している。

ただ、最終目標の収納率はもう少し高目に設定しているの、そこまではまだ届いていない部分があり、それは現年度分の収納率が若干まだ届いていない。それについても、26年度、27年度、この2カ年でそこまでの収納率に上げていこうという取り組みを今現在進めているところで、25年度に限っては達成をしたということになる。

(会 長) 資料のうち、平成 24 年度の税率改定の根拠と検証という説明の中で、検証のところで、単年度赤字は 4 億 1,750 万で、この赤字になった原因として、収入と支出について分けて説明していたが、収入が 1 億 7,900 万円減、支出が 1 億 6,900 万円増、両方合わせて単年度は赤字にならないが。

(事務局) 主な原因ということで挙げている。もう 1 点、収納率が予測として 90.9 で計算していたが、89.56 が現実の収納率になっている。その差で 1.34%となる。当時、24 年度の調定額が約 50 億で、その部分を計算すると大体 6,700 万円ぐらいで、その金額を足し合わせると 4 億 1,700 万円と、少しオーバーするぐらいになってきますので、主な原因ということで 2 つを挙げさせてもらっている。

(会 長) 保険給付費の増加になっている。要するに、推計を誤ったといくことか。

(事務局) 予測が少し低かったということになる。

(会 長) 予測の誤りは、また起こるかもしれないと考えなければいけない。

(委 員) この予測は恐らく、事務局があまり大きくしたくないことから、ぎりぎりのとこで見過ぎていたと思う。きちっと非常に細かく見て、結果として悪いほうに出ってしまったと感じます。

(会 長) 要するに、差し当たって、この場のつじつまを合わせたい、あまり高い見込みだと認めてもらえないと心配していたのではないか。2 分の 1 ルールは、こんなときにおかしくなる。低く見積もっておいて、赤字がふえれば、保険料を次また上げなくていい。どう考えても考え方としておかしいと基本的には思う。

(委 員) 歳入歳出の 26 年度、27 年度、28 年度の内訳明細が書かれていないので、歳入歳出の明細を示してもらいたい。

2 点目、歳出抑制等という改定案で、金額が今年度 6,800 万円、そして 27 年、28 年がそれぞれ 1 億 1,600 万円、歳出を抑制するということだが、具体的に何をしようとしているのか。

(事務局) 歳出の抑制で、まず医療費の適正化の推進として、レセプト点検の効率化を行う研修等、点検する職員の技術向上をすることによって、効果的、効率的な点検を行うことに取組む。また、適正な受診への PR、重複受診、頻回受診の防止を図る取り組みをやっていくこと。あと、ジェネリックの医薬品の普及、PR と差額通知の実施については、26 年度からスタートしている。それから、かかりつけ医の PR、特定健診、特定保健指導等の充実ということで、かかりつけ医から保健指導による疾病防止のための生活習慣改善の必要性の PR を行ってもらおう等、具体的な取り組みをさせてもらおう。健康推進課と連携して、この取り組みを地道にやっていかなければ、なかなか効果は出てこないと思うが、頑張っって市としては取り組んでいきたいと思っている。

(事務局) 歳入歳出の 26 年度、27 年度、28 年度の内訳明細については、その前ページの明細の合計額を置ける形で簡略化している。

(委 員) 資料のそれぞれの金額に、一般会計よりの繰入金を歳入の面で、それぞれ加算し、そして、仮に諮問どおりの税改定が行われた場合、その増額分を保険税というところにそれぞれ加えていけばよいという考え方か。

(事務局) この案どおり改定すれば、そのとおりである。

(委員) 歳出の抑制は、多岐にわたるとは思うが、総合的にマイナスして考えていくということか。

(事務局) そのとおりである。

➤ その他

平成 26 年度国民健康保険実地調査の実施結果について、事務局から説明

<主な質疑項目>

(委員) 連合会のほうから、要するに原審どおりの割合が、物理的な量はかなりあるということだが、保険者としてそれは言えないのか。これを見ると、私を実感しているのとかかなりかけ離れている。

(事務局) レセプト点検について、県は、県下で財政効果額という被保険者 1 人当たりの効果額を出すようになってきている。被保険者 1 人当たりに対してどのぐらい効果があったのか県は求めている。

その効果額について、県としては県平均を常に見ている。宝塚市の場合は少し低く、県平均になるように指導を受けている。

(委員) データをもって言ったわけではない。ニュアンスとして、大体 100 倍から 200 倍ぐらい宝塚市保険者としての返戻がある。一度、調べてもらいたい。

(会長) データからはっきり少ないということは事実である。以前の説明のときに、宝塚市では職員を特別に配置して成果を上げている説明だったが、その辺を次回、調べていただきたい。

(委員) 審査は適正にすればいいと思う。適正にしているのが、他の市町村の保険者と比べて、バランスが悪いのではないか。宝塚市だけが突出して多いのは、内容ではなく、物理的な量においてである。

(会長) 兵庫県以外で、国保連が二次審査をするようになって、前々年度になるが 2,400 万ぐらいの成果があったと聞く。兵庫県の国保連は二次審査をやっていないからできないが、それまでの民間に委託していた二次審査と比較したら、随分変わったと言っていた。

(委員) これは効果額が低いほうがいいのではないか。お医者さんがきちりしていると、その差額が少ないので、いいことなのではないか。

(事務局) 効果がないということは、きちりされていることになるが、県は見つけるよう指導する。

(委員) 単純な、物理的なミスもある。入力ミスのような。どうしても、人間がすることであるから、それを見つけることと言っているだけの話で、正当に請求しているものを覆すとは言っていない。

(会長) これをやったからといって、成果が額になって返ってくるかどうかは別だと思う。ほかになれば、協議について、これで終わります。

<次回の日程>

第 5 回 平成 26 年 12 月 5 日 (金) 午後 1 時 30 分から